

交通安全協会だより（令和4年6月号）

～高齢運転者対策の規定の整備について～

高齢運転者による交通事故を踏まえて、高齢運転者対策の充実・強化が図られました。

● 運転技能検査（実車試験）制度の導入（令和4年5月13日施行）

【普通自動車対応免許の保有者のみ対象で、大特・二輪・原付・小特のみの保有者は対象外】

- 75歳以上で「一定の交通違反歴」のある者は、運転免許証を更新する際に、実際に車を運転して能力を確かめる運転技能検査が義務づけられました。この検査は、更新期間満了日前6か月以内で繰り返し受検することが出来ますが、不合格の場合は運転免許証を更新することは出来ません。
- 一定の交通違反歴とは、運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の日前3年間に於いて、下記「違反行為」をしたことをいいます。ただし、この期間内であっても、運転技能検査等に合格している場合は、それ以前の違反行為は除かれます。

違反行為

- | | | |
|----------|-----------------|-------------|
| ① 信号無視 | ⑤ 横断等禁止違反 | ⑨ 横断歩行者等妨害等 |
| ② 通行区分違反 | ⑥ 踏切不停止・遮断踏切立入り | ⑩ 安全運転義務違反 |
| ③ 通行帯違反等 | ⑦ 交差点右左折方法違反 | ⑪ 携帯電話使用等 |
| ④ 速度超過 | ⑧ 交差点安全進行義務違反等 | |

● 安全運転サポート車等限定条件付免許の導入

申請による運転できる自動車等の種類を限定する条件等への付与または変更に関する規定が整備され、安全運転サポート車等限定条件付免許が導入されました。

- 限定免許の対象となる普通自動車で、次のいずれかに該当するものに限定されます。

- ・ 衝突被害軽減ブレーキ
- ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置

※ 国の性能認定を受けた車

または

- ・ 衝突被害軽減ブレーキ

※ 2021年11月に義務づけられた保安基準を満たした車

※ 限定免許の対象車は警察庁ホームページで公開しています。

● 安全運転相談窓口

一定の病気等にかかっている方、聴力や運動能力（身体の障害等）等について心配のある方、また、そのご家族から、運転免許の取得や更新申請が出来るかどうかの相談受付窓口

【お問い合わせ先】安全運転相談ダイヤル ☎ # 8 0 8 0